

平成23年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月21日 午前10時00分		
	散 会	9月21日 午後3時32分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	與那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成23年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成23年9月21日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第32号	今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について	質 疑
2	議案第33号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第34号	今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について	質 疑
4	議案第35号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	質 疑
5	議案第36号	今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	質 疑
6	議案第37号	平成23年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	質 疑
7	議案第38号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	質 疑
8	議案第39号	平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について	質 疑
9	議案第40号	平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	質 疑
10	認定第1号	平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
11	認定第2号	平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
12	認定第3号	平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
13	認定第4号	平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
14	認定第5号	平成22年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第32号 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第32号 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について。内容にですね、基金条例の内容、今回初めての条例なので、ちょっと確認をしたいのですが、第2条の積み金。これは毎会計年度の一般会計で定める額とありますが、これまではすべて一般財源で賄っていたのを基金にするということだと思いますが、金額がどのくらいになるのか、毎年定める額。それから、来年度からは一切その基金で賄うのか、それとも一般財源も併用していいのか、その2点について。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例。2条積立金に関する条例の件について、毎会計年度の一般会計予算で定める額とするということでありまして、毎会計年度の最低剰余金の中の一部を財政のほうと調整しながら、できるだけ積み増ししていきたいと考えている次第であります。というのは、火葬場の建設につきましては補助事業等、特別な火葬、葬祭なども本村の場合は適用できませんので、一般単独事業としましての事業になります。2億2,000万円、去った6月議会でも2億1,700万円ということで、現に見積もり段階で出ているということで御説明しましたけれども、一般単独事業のため起債の充当率が75%。時代の推移もあるかと思っておりますので、総建設費を2億2,000万円と仮定しまして75%をかけての起債の充当率が1億6,500万円。その残りを基金、もしくは一般財源で充当ということになりますので、基金で積み増しが5,500万円ほどが最低必要かと思っております。その関係で10年ほどをめぐりに基金を積み増しして、その建設費の限界というか、火葬場の使用の限界等になった場合に、そのような御判断をしてもらって、起債などを活用しながら建設に踏み込んでいきたいと。今、一括交付金の活用もできるかどうか、それから今回の北部振興策の中においてもメモリアルパークという形で要望しまして、その辺の財政上の推移を見ながら建設に向けてやっていきたいと。少しでも一般財源の負担を少なくしようということで基金の設立であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について。提案理由には地方税等の一部を改正する法律を改正する必要性が生じたためとありますが、提案のときに少し説明が速すぎたので、少し理解していないところがあります。1ページの第1条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。3万円を10万円に改める。この法の詳細な説明を求めたいと思います。極端に3倍になってい

るので、国の法律の改正に伴うものだと思うのですが、再度詳しく説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

新旧対象表の1ページです。その第26条となっていますけれども、今の御質疑の件につきましては、この件に関しては村民税のどういった方が該当するかというと、毎年1月1日を基準に申告してもらって課税の対象とする村民税ですけれども、こういった方が途中で村を離れると。そういった形で今帰仁村の住民ではなくなるのだけれども、1月1日を基準にしていますので納税義務者であると。そういった方に対して納税管理人ということを経営して申告してほしいということであるのですけれども、この件に関しては、村民税に関しては、そういった方々に対しても納税管理人という規定は今のところ設けていません。そのまま他市町村に行っても、その方を納税義務者として追っかけていっている次第でございます。罰則規定ですけれども、今回はその他の税に関してもいろいろ3万円から10万円に罰則規定を上げているのは、国のそういった施策だと思いますけれども、無申告に対する罰則規定、そういったのを上げてきているということで、未申告者を減らそうということの目的だと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の課長の説明で、やや理解していますが、要するに徴税を上げるためのいわゆる罰則規定だと理解していいかと思いますが、この3万円から10万円はかなり大きい額でもあるのですが、村民への周知も必要なかどうか。例えば、今回改正された内容について公告するかどうか。それから今まではこの3万円の規定が当然あるわけですが、それを執行した例もあるのでしょうか。つまり、徴税できなかったために、これはまたいろいろな中にありますけれども、これを現実に村民が、悪質とかそういうのもあったかと思いますが、実際に執行して3万円を課すということになった。あるいは、それからこれによりますと、10万円を上限となっております。上限というのはどういうことなのか。10万円がそのままなのか、それとも情状酌量によって3万円ぐらいまで落ちるのか。その例があれば示してください。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの質疑に関してですけれども、こういった過料に関して、ほかに固定資産税とかいろいろございますけれども、なかなか該当がなくて過料を徴税した実績は今までございません。10万円以下ということでもありますけれども、これも村の裁定に任されていて、これが5万円であったり、今言う3万円であったりということも十分、改正されても可能な範囲だと解釈しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時12分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 村民の周知に関しては、申告時に当たってはそういった形で、広報誌に載せるというのは、ふさわしくないと思いますので、申告時にあたって注意書きとして1枚、そういったものを、過料を課するというので加えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第3。「議案第34号 今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第34号 今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例についての質疑を求めます。提案理由は沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づきとなっていますが、これは当然、組合への移行ということで廃止するわけですが、その弔慰金の中には詳細にですね、例えばこれは災害で戸主ないしは、その家族が亡くなったときの見舞金の規定が細かく規定されているわけですが、これが事務組合に移転しても、今までどおりのいわゆる規定で遺族あるいは家族等に支給となるのか。それとも組合にいったために少しこの辺は減額とか、そういったのがあるのか。その辺の説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

組合に移った場合に、そういった見舞金の減額とかそういった件があるのかということでございますけれども、今帰仁村災害弔慰金の支給に関する条例につきましては、昭和53年4月6日に制定されております。その内容としましては防風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等、異常な自然災害による被害に対し見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うというのが本条例の趣旨でございました。昭和63年の6月7日に沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例ができて、同様な趣旨の内容の見舞金、災害の援護資金の貸付等を行うようになっております。沖縄県総合事務組合を組織する市町村、那覇市以外の市町村についてはほぼ同様な見舞金の支給ができます。本村の場合、昭和53年にできて、昭和56年に一部改正もされているわけですが、その後、総合事務組合の、国の災害弔慰金の資金等に関する改正等があった中でも、改正が行われていない状況がありまして、ほぼ総合事務組合のほうについては改正がそのつど行われておりまして、現在では生計維持者が死亡した場合に500万円、その他のものが死亡した場合250万円、その対象となる災害としましては一町村の区域内において住居が5世帯以上滅失した災害であるとか、沖縄県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害であるとか、県内で災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害。災害救助法が適用される市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害について、そのような趣旨の見舞金等が支給されるようになっております。本村の現行の条例につきましては、そういった改正がされていない中で、今回は東日本大震災が発生した折に、本村の災害弔慰金の支給等に関する条例がどのようになっているか、少し災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正があって、中身についてどう変わっているかと確認をしていたところ、昭和63年以降の改正についてされていない状況がありましたので、一部改正すべき必要があるかどうか総合事務組合に問い合わせたところ、総合事務組合の条例の中で今帰仁村のそういった状況の災害については適用できますという見解をもらいましたので、今回廃止という形での条例の提案という形になって

おります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 災害給付金の支給に対する条例というのは今、今帰仁村にもあるわけですが、これは今回、沖縄県市町村総合事務組合に移管するという事で理解しておりますが、やはり広域連合も今まで何度もありますし、事務が遠くなっております。

それから、東日本大震災の影響もあるのですが、今はこの震災関係の整備が出ていると思うのですが、やはりそういうときに窓口が遠くなるということで、災害に遭われた場合の対応について、いわゆる不便になるのだろうということは理解できます。それから、そうすると事務組合に全部を移管した場合に、今帰仁村の窓口がどうなるのか。今までどおり保健予防課で対応できるのか。そういうところを少しはつきりさせておかなければ、後で災害の対応についてもおこなってくれるかと思えます。総合事務局からの指導もあるかと思うのですが、そういうところも積極的にできるかどうか。それから対応等。それからこれまでの弔慰金というのか、それを支給したこともあったかどうか。そういった問題を含めて、再度答弁を求めたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 総合事務組合に事務等が集約されているということで、住民との距離が遠くなるのではないかという御質問ですが、窓口については従来どおり保健福祉係のほうの窓口になります。その適用があったかどうかについては、ちょっと近年については、その適用があったということは聞いてございません。その他本村独自の小規模災害、災害救助法の適用を受けない災害風水害に対する天災地変等に対しては去った台風の件についても2件ほどの見舞金を支給してございます。大規模の災害についての支給は、ほぼこの10年間については聞いておりません。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第4.「議案第35号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第5.「議案第36号 今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第6.「議案第37号 平成23年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時22分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳入について質疑を行います。

歳入の14ページ。雑入です。補正が197万2,000円になっていますが、その内容について下から2行、太陽光発電余剰金（コミセン）と同じく余剰金（今帰仁保育所）ですね。14万円と30万円。これは今年、今年度の事業から始めていると思いますが、今回の補正の期間ですが、何カ月ぐらいでこのぐらいなのか。それから年間の見通しとして、これは余剰金ですので、すべて賄っているかどうかとういのは今からしかわからないと思うのですが、今は両方ともコミセン、それから保育所、売電には買う買電と売る売電があると思うのですが、そのバランスですね。どのようになっているのか。それと当初の目的どおりにしているのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

21款4項雑入の中の太陽光発電余剰金（コミセン）と太陽光発電余剰金（今帰仁保育所）の件についての御質疑についてお答えいたします。まず初めに当初の予定どおりにしているかということでございますけれども、当初の予定では年間のもの計画書はございません。当初の見積もりの段階では夏季16.33円の売電の契約でございました。今回の我々の契約では1キロワット24円となっております。今の本村の契約では。今帰仁保育所についても24円。低圧電流等の売電ということで24円の契約でされております。コミセンについては高圧電力ということで、同じく24円の契約でされております。現時点、8月までの実績で申し上げますと、コミュニティーセンターのほうは8月末で13万2,264円売電の歳入が入っております。あと今帰仁保育所につきましては現在、8月末段階で22万9,080円が入っております。その効果としましては、一月をまず例にとって申し上げますと、（平成22年）6月期の電気使用料、今帰仁保育所において6月期で電気料金支払額が12万5,429円ございました。今年の6月は9万3,632円。売電量が2万7,696円ございまして、その効果額といたしますと、入れたおかげで買った電力も少し安くなりまして、売った電力分ありますので、5万9,443円の6月期だけの効果があったと見なしております。天候とかの都合、それから使われ方によって、売電量については変化がございますので、今のところ当初の見積もりが16円。平成23年度の売電が1キロワット24円ですので、設計段階のものとはほぼ同等の効果は出るのではないかと予測しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 答弁漏れがございましたのでお答えします。

現在歳入に上げている見積もりにつきましては、8月期段階の実績をもとに入れております。その間、予測を過大にしても、まだ一年も経過しておりませんので、今回の実績ベースがつかめておりませんので、今現在の歳入に入っている実績ベースで計上しているということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 お答えします。

8月期を例に例えて御説明いたします。8月期、今帰仁保育所の平成22年度の電気料金の支払いが15万1,930円でした。平成23年度は11万9,635円、その歳出の差額が3万2,295円でありました。その8月期で余剰として沖縄電力さんに売った売電量が6万1,680円。その差額の分を超えますと9万3,975円が太陽光発電を設置した関係で、ある一定の効果があつたと理解しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時42分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 では、御質問にお答えします。

平成23年度9月までの電気料金については歳出のほうで60万7,308円でした。売電量につきましては8月分までしか歳入として入っておりません。その金額は22万9,080円です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳入、10ページ。民生費県補助金と農林水産業費県補助金についてお伺いします。節の地域支え合い体制づくり事業と次の農業費補助金。次の農業者戸別所得補償制度推進事業とキク再生の支援事業について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、10ページ。農業費補助金の農業者戸別所得補償制度推進事業ということでありまして、まず1点目です。これは国が、平成23年から本格的にスタートしました。これまでは稲作にだけ最低限の補償をしていましたが、今度は畑作まで平成23年4月から補償する制度が拡充されて、それについて今回は推進事業ということで、ソフト事業ですね。パンフレットをつくったり、そういうのに充てるようになっております。

もう1点目のキク再生産緊急支援事業補助金ですが、これについては今年3月11日に大きな災害がありました東日本大震災において、我が県の菊農家にとって大きな出荷停止とか、そういう大きな災害を被ったことによって、県と市町村によって、この菊の再生に向けての支援をしていこうということで、その肥料代、農薬代を補助していこうという事業でございまして、今回、出荷に向けての支援ということで県と市町村で折半ということで2分の1ずつの補助事業となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 10ページ、歳入の16款2項県補助金。2目の民生費県補助金の中の地域支え合い体制づくり事業について御説明いたします。

この事業については災害時において比較的弱い立場と想定される高齢者や、障害児者等の要援護者に対して、具体的な避難支援を早急に取り組む必要があり、村防災計画に基づき対象となる要援護者の実態を調査、把握するとともに、関係機関で各種情報を共有することで平常時の見守りや災害時における避難誘導、安否確認等の地域支援体制の構築を図るための補助金でございます。県の補助金で500万円を予定して

おります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 10ページの5目の3節です。今、いろいろと補助金の内容の詳しい説明がありましたので、このほうの説明も求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

10ページです。16款2項5目商工費県補助金の3節の沖縄県雇用再生特別事業補助金の2点のことだと思います。この雇用再生特別事業というのは現下の雇用状況を改善していこうということで、国から県を通して10分の10の補助事業でございます。今回、2点挙げられた事業は、雇用再生事業ということで、今回この事業を通して雇用していただいて、また新たな事業展開をしていこうと。再雇用をして、またこの雇用が継続される事業に対しての補助対象になっています。まず初めに、大豆を中心とする野菜生産加工販売事業は、御存じのとおり旧湧川小学校で行われております、農業生産法人あいあいファームが事業主体となっておりますけれども、それに対する新たな3名の雇用に対する助成でございます。そして今回、また新規に月桃を中心とするハーブの生産加工販売事業ということで、これは今まで月桃を中心に化粧品等をやっているグリーンプラン新城、この法人に対して助成していこうということです。事業内容としましては、現在行われております月桃関連製品の展開と、また新たにハーブを中心として、それも製造、営業していこうということで、その新たな雇用3名に対する助成になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、大豆とハーブのほうでの説明をいただいたのですが、3名の雇用を各企業が賄うということで、この3名で人数は同じなんですけれども、100万円近くの差がありますけれども、この辺の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

同じく3名の雇用でございますけれども、まずグリーンプラン新城、その件の3名については、まず700円の賃金でやっております。そして大豆を中心にする加工販売については営業等責任を持ったということもありまして、賃金の単価が高くなっております。その辺、後ほど詳細がございましたらお届けしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、こういう経済状況の中では、本当に人を雇用するのは大変なことで、今帰仁村にもいろいろな零細企業がたくさんございまして、こういった補助を受けるための条件とか、そういったことに関して詳しい意見をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

この実施要綱によりますと、対象事業になるという場合は既存事業の振りかえでないこと。既存の補助事業で何か実施している事業で、これを振りかえることがないように。それと建設土木事業でないこと。雇用機会を創出する効果が高い事業であること等々がございます。それを県の雇用労政課という商工労働部で審査して、そこでその当該事業者も一緒になってヒアリングを受けて、審査を受けたのが採択されるという事業採択の手順になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 11ページの18款の1目一般寄附金に今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金として155万円ありますけれども、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

歳入、11ページ。1目の一般寄附金、1節の寄附金でございますけれども、これについてはふるさと納税ということで、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。これについては本村の村づくり応援基金条例においては寄附する際の事業目的がございまして、そのうちの教育、文化、スポーツ活動の充実ということで100万円。それから、その他目的達成のために村長が必要と認める事業に55万円。計155万円でございます。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これはふるさと納税の一つだと理解しましたけれども、この155万円の寄附した数。何名でこうなっているのか説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

寄附者については2名であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これはふるさと納税で2名の方からの寄附ということでしたけれども、今後、要望なのでございますけれども、こういうふるさと納税はたしか本人が希望すれば所得税から引かれるという話でありますので、本人の立場で見ると損はしないという形だと思います。ぜひ、このふるさと納税、我が村も財政が非常に厳しいという中でありますので、これを呼びかけて、ぜひ、このふるさと納税をふやしていくような方法をぜひとってもらいたいと、そう希望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

ふるさと納税ですけれども、これにつきましては非常に使い勝手がいいというか、目的達成のために非常に有効に使われていると思っております。これまでも県内外にいろいろお願いしているところですが、これからもこのふるさと納税については村としても積極的に納税のお願いというか、趣旨を徹底してふやしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入、10ページ。商工費県補助金の大豆を中心とする野菜の生産、加工販売事業。そして月桃を中心とするハーブの生産、加工販売事業。そして先ほど聞きましたけれども、12ページの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

10ページの10款2項5目3節沖縄県雇用再生特別事業補助金の大豆を中心とする野菜の生産、加工販売事業については、先ほどもお答えいたしましたけれども、旧湧川小中学校にあります、あいあいファームの施設を利用いたしまして、大豆を中心とする農産加工の業務に対する従業員を雇用し、その雇用の拡大を図る目的でございます。

もう1点目の月桃を中心とするハーブの生産、加工販売事業は、現在実施されておりますグリーンプラン新城におけます月桃を中心とする関連商品を開発して、六次産業の活性化と事業の拡大を図るための補助でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

歳入の12ページ。1項の繰入金、1節の繰入金でございますけれども、まず財産購入基金からの取り崩しにつきましては、これは道路敷きを地域購入費でございます。それから、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金からの取り崩しにつきましては、歳出でも出てきますけれども非核宣言碑設置工事。それから仲里文庫図書購入費、それから桜苗等の植栽工事等に充てる資金でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 大豆を中心とする野菜の生産、加工販売事業の件は自己資金で本当はやるべきではないかと思うのです。自己資金を使って、ちゃんとこうやって出されているのですから、自分らの自己資金は使わないで、今回で1,500万円ぐらいありますよね。出しているのが、基金として。こういった自己資金はあるのですか、ないのですか。自己資金は使わないのですか。自己資金を使って、できなければ補助を求めるのが常識だと思いますよ。そして月桃を中心とするハーブは、きょうの新聞に載っていませんでしょう。商品、2,700円余りの。ああいうのが六次産業なんですよ。つくって初めて販売まで持ってきた。そして雇用したいからあの人ほしい。そして3名を今雇用しようとしていますよね。そういうのが六次産業であって、今何もしないところに補助だけあげて、大豆も失敗しました、3回。それは補助ですか。無農薬で。自分の自己資金を使ってやった後なら話はわかりますよ。なぜ村にだけ頼って村の補助だけ、緊急雇用対策事業でやるのですか。これは間違っているのではないですか。自分の自己資金をちゃんとこっちに説明をうたわれて、村はこのプランならいいということで貸したんです、4カ年無償で。それ

が今、5,000万円という国に返さない金があるわけですよ、一般財源から。それもありませんながらまたこうやって雇用対策事業の国から貰うものだからあげるといのはもってのほかだと思いますよ。自分の資金を使ってなくなれば話はわかりますけど、銀行から借りる。これはちゃんと計画書もあるのではないですか、ここは。それと今回まで入れたら1,593万5,000円になるんですよ。今回の予算までとれば。今やっていますか、向こうは本格的に。この前行ったら、何も手をつけていないですよ。補助目当てのあれとしか見えないんですよ、僕らとしては。だから、こういう資金を出すのは非常におかしな話ではないかと思うのです。この月桃はきょうの新聞に載っています、ちゃんと。化粧品をつくって販売しますと。今帰仁のブランドとして。こういうのには3名雇用するからあげても僕らは何とも言わないですよ。これに答弁を求めます。

そして、村づくり応援基金の桜はどこに植えるのですか。これをお聞きします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

今回の補助事業、大豆を中心とする野菜生産、加工販売事業に対する、補助事業に対する今はお考えだったと思うのです。今回この事業採択に当たっては、県の雇用労政課においてのヒアリング。事業計画の計画性とか実効性とかはちゃんと県のほうで審査をされて、一応現場踏査などをやられているような状況がございます。そういう中で、県のほうが採択ということでございますし、また村のほうとしても雇用の拡大という観点からすると、適切ではなかったかと思っております。ただ、それについてのお考えはお考えだと思いますので、私のほうからは以上を申し上げておきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

桜の植栽はですね、今帰仁城跡の第3駐車場、第4駐車場ののり面です。第3駐車場の県道ののり面がたくさんあるんですよ。大きいものですから、そこと第4駐車場ののり面に桜を植栽する予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 経済課長、僕が言うのはですね、県からヒアリングをもらったから、通ったからやるのではなくて、自分の自己資金を使ってやりなさいと言っているのです、僕が言うのは。ヒアリングをやれば国も県も出しますよ。作文を持っていれば、言葉を持っていれば出すんですよ。僕らのように口下手の人は出さないですよ。すぐに頭にくるから。そうでしょう。村長が笑いますよ、そう言ったら。僕らは自分で農業をしながら、無農薬で検査も受けてちゃんとやっているのです、自分の金で。これはヒアリングやってもらえるから幾らでももらいなさい、補助をもらいなさいではないのです。自分の自己資金があるのなら自分の自己資金を使って、やって足りなければヒアリングをしてもらうのが常識だと言いたいのです、僕は。そうではないですか。自分の金を最初から出さなくて作文を書いて出せばもらえるから、もらおうと。そういう問題ではないですよ。自分はこうやって計画をして許可をもらったのでしょ、

今帰仁村から。湧川小中学校を借りる、15カ年無償で。しかし文部省に今帰仁村は年間幾らか返還しないといけないわけですね。今、何千万円が残っているという話ですから。自分の自己資金は使わないで、ヒアリングで県、国からもらえるからもらうのではなくて、自分の自己資金でやって無ければ話はわかりますよ。月桃はちゃんとやっているではないですか。今まで自分で地道にやって成功して、雇用したいからお願いしますと言って、ヒアリングでもらったわけでしょう、あれは。ちゃんときょうの新聞にも載っていますよ。化粧品を2,700幾らかで販売すると。そしてクワンソウのあれもちゃんときょうの新聞に載っていますよ。ミスクワンソウだったかな。そういう具合に努力してやった人にはあげていいのですが、今向こうは何もやっていないでしょう。旧湧川小中学校。そういうところにただ補助だけあげて、できないは、これは特別な人間のことを言いますけれども、農業をする人に特別な人はいないですよ。本当に地道に自分がやりながら勉強していくのが農業ですよ。そう思わないですか。そうであれば自分の自己資金を使ってやって、足りない分はまたヒアリングして願います。法人化だから。そうしたら続いたと思いますけれども。

そして桜の件ですけれども、土手に植えるのは僕はちょっとまずいなと思うのです。大きくなったら土手が台風とかで倒れる可能性が十分にあるわけです。平坦なところなら話はわかるけれども。今、呉我山線でも、どこでも平坦なところに植えているのはいいけれども、土手に植えているのは全部倒れているでしょう。どう思いますか。僕は土手よりは下に植えてやったほうが良いと思いますけれども。検討したことはありますか。土手に植えたら、幾ら四角くやっても、あとは腐れて落ちる可能性があるのです。こういうことを考えたことはありますか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

のり面には大きな桜を植えるわけではなくて、小さい桜。1メートルからの小さい桜を植えて成長させていこうということでもあります。検討したことはないかということでもありますけど、一応近くの山がございませぬ。乙羽トンネルを越えて右側。そこを想定して植える予定でございませぬ。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

議員の意見は意見として拝聴しておきたいと思っております。私としましては補助事業の要綱、要領にのっとって適正にされている事業だと思っておりますので、それでやっております。それ等の意見については、またそれぞれの判断があると思っております。以上でございませぬ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時17分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めませぬ。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 では課長、こういう計画書を書いて、自分が補助を貰いたい方、ではだれにでもあげるのですか。今帰仁村以外の人でもだれでも。そうはいかないでしょう。私は今、それを言いたいのです。ちゃんと案とかも出して何とか全部何もかもやると言いながら、何もやっていない、手入れ等も

していない。ただ農業のやりまねをしている。僕が何回も言っている、大豆の件も3回失敗したでしょうと言ったら、本人は「はい」と言っていました。ちゃんと。だから、作文みたいな計画書を書けば予算をあげるのですか、今帰仁村は。通れば。こういうことを言っているのです。本土の補助はほとんどが30%から40%以下なんです。沖縄だけですよ80%から90%あるのは。それをねらってくるから本土の方々が、沖縄は補助がいいんじゃないかということで。そういうためにもこうやって絵に描いたもちで補助が通ったからあげますと、そういう簡単なものではないと思いますよ。これは税金ですよ、税金。湧川小・中学校のあれも年間幾らか払っているでしょう、今。教育委員会は。あれも僕らの税金ですよ、今帰仁村の住民の。そうではないですか。そうであれば、こういう簡単な計画書で補助を県が通したからもらうと、そういう簡単なものではないと思いますよ。もっと真剣に考えないと、私の考えはそうです、あなたの考えはそうだとされたら、議会も何も要らないです。課長が好きなようにやればいいんですよ、村長が好きなように。そうはいかないから議会はチェックするのですよ。だからもうちょっとこういうのはチェックして、自己資金はちゃんとこうやって契約書に書かれているのですから、計画書の自己資金をある程度使って、ああ足りないと思ったら補助をお願いするなりするなら話はわかるけど。月桃はそうでしょう。今まで補助はあげていないでしょう。今度が初めてですよ。今まで一生懸命自分でやっていたんですよ。そういうのにあげるのには僕らは何も言わないですよ。もっとあげなさいとしか言わないですよ、何でも。だから、今後はこういう計画書だけですぐに飛び乗って、最初の雇用も50名だったのに、今は40名と言っていましたでしょう。だんだん下がっていくのではないですか、あとは。だから、そういうところはちゃんと、もうちょっと三役と話をしながら補助をあげるようにしないと、あとは住民に怒られますよ。議会と村はどうなっているかといって。自分らはそうやってないですよ。こういうのは、ちゃんと契約書にも書かれていますから。計画どおり自分のお金を使って、足りない分は足りないから、補助をどうにかできないですかというのが筋であって、自分の金は一銭も使わないで、村から1,500万円。大豆等。それより豆腐マメを買ったほうが早いですよ。そう思わないですか。豆腐研究するのであれば。もう一度言っておきます。今後、こういうのを見直しをやるのかやらないのか、答弁を求めます。

そして桜の件はですね、小さいと言っていますけど、木というのは大きくなるのです。いつまでも1メートルではないですよ。大きくなるでしょう。だから、枯れるとかいろいろ考えて平坦なところが桜見もいいですから、いいんじゃないかと。土手にやるとですね、土手が壊れる可能性が十分あるわけです。これを今後、乙羽山のこっちのほうと言われているけれども、向こうも危険なんですよ。草を刈るのも。見てみると。簡単そうに思いますけど、だから、植えるときはちゃんと。桜は伸びてきますから、小さいのを植えるのなら土手のほうがいいですよ、大きくなるのを考えてくださいよ。それを言っているのです、僕は。だから、土手に植えた場合は土手が壊れる心配があるから、下のほうに植えるか、上のほうに植えるか、平坦なところですね。そのほうがいいのではないかと聞いています。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

論点は自己資金から使えという話だと思いますけれども、私どもも絵に描いたもちの契約書だという御指摘ですけれども、そういうふうにはとらえておりませんので、着実に農業、この実績とかを見ながら判断

しております。また今後、どういったふうにこれが使われていくのか、今後のことも注視しながら、その中で判断できるのではないかと。その判断についての御批判なり御指摘は甘んじて受けていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

大変いい御意見です。参考になりましたけれども、今のところ平坦地がございません。植えるところが。それで、今どういう計画をしておりますかというのですね、主に村内の小学校1年生全部に親御さんと一緒に来てもらって、記念木として植えていただいて、中学3年生ごろになったころには満開になるというのが我々の考えでございまして、もちろん平面のところがございましたら、どんどん桜を植栽していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時27分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

これから歳出の質疑を行います。先ほど申し上げましたとおり1款議会費より4款衛生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 17ページ。2款1項1目一般管理費の報酬の欄の節の説明を求めます。会長、委員ということで、うたわれているのですが、その説明です、詳しい。

それと21ページ。3款1項1目のこれも報酬なんですが、説明を求めます。

次、3款1項2目13節の委託費、19節の負担金補助金の説明を求めます。これは22ページになります。以上、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。

歳出、17ページ。2款1項1目一般管理費、1節報酬でございすけれども、これは情報公開及び個人情報保護運営審議会の委員の報酬であります。委員については7名でございす。そのうち会長と委員が6名という内容でございす。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 21ページ。3款1項1目報酬についての質疑についてお答えいたします。

報酬、委員長4,400円掛けるの5回で2万2,000円。委員4,000円掛ける5回、7名の16万2,000円ということになっております。

あと1点、2目13節委託料について説明いたします。まず初めに要援護支援制度事業の調査員委託についてでございます。調査員委託については775円掛ける8時間の3日の26名で48万3,000円。あと要援護者台帳システム導入料。それについてはシステム導入料で302万4,000円ということになっております。事業概要としましては、要援護高齢者等の把握する事業となっております。

老人福祉計画については3年ごとの見直しについての委託料ということになっております。以上でござ

います。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時37分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時37分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 申しわけございません。19節の負担金補助金につきましては、介護認定に係る負担金(精算分)。介護給付に要する経費に係る負担金(精算分)でございます。これについては平成22年度決算に伴う介護広域連合会への負担金の精算分についての計上でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 17ページの情報公開及び個人情報保護運営審議会なのですが、自分が調べた範囲内では5名以内、任期2年とあったと思うのですが、自分の調べ間違いなのか、先ほどの答弁では会長込みで7名ということで、合計であったのですが、もう一度、その答弁を求めます。

それと、だれがそのメンバーであるのか。これは村長が任命するということになっているのですが、学識経験者ということであるのですが、現在だれなのか。この任期2カ年というのも自分が調べた範囲内では2カ年だと思うのですが、現在は委員がだれで、任期途中であるのか、その辺りもう一度説明を求めます。

この21ページも同じですね。この策定業務というのが委員長、委員も先ほどの6名とちょうど同じだと思うのですが、その辺りの説明をもう一度求めます。

3款1項13節です。これは委託料というので、この委託ですね。これは臨時職員であるのか確認を求めます。それと19節の負担金及び補助金です。これは平成22年改正に伴うということであるのですが、介護認定をする場合はだれが認定、多分、高官かな。そういう方々と思うんですが、もう1度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどの質疑にお答えします。

今帰仁村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会規則によりますと、審議会は委員12人以内で組織するというので、現行においては実人員7名ということでございます。先ほど5名とおっしゃっていたのは、これは審査会の定数でございます。今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会の委員については委員5人以内で組織するというので、これとの違いでございます。委員につきましては審議会規則においては、この制度に関し識見を有するものについて、村長が適当と認めるものの中から村長が委嘱または任命するという規定になっております。そこで、この識見を有するものとして村長が委嘱した7名の内訳につきましては学識経験者でありまして、名桜大学の准教授とそれから前教育長、それから老人会長、婦人会長、青年会長、それから区長会代表と、それから所管の課長という計7名でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 3款1目の委員についてでございますけれども、学識経験者につきましては沖縄大学の先生を予定しております。その他については老人会であるとか、各種団体の委員、生涯福祉関係団体の代表を委員として入れて策定していくことになっております。大学の学識経験者については

本村出身の先生を予定しております。

あと22ページの調査委員の委託についてでございますけれども、専門の調査委員については26名予定しまして、各字の要援護者についての把握に努めていきたいということでもあります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 すみません。負担金の精算についてでございますけれども、介護の認定につきましては介護広域におられます介護認定調査委員の方、今現在は北部市長村会の中に事務所はありますけれども、そのほうでの認定ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 先ほどの人数について。自分の調査ミスだと思います。それから、任期2年というのも自分の調査ミスなのか、もう一度すみませんが確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。

3番議員が質疑されましたとおり、任期につきましては同規定第2条、第3項の規定によって2年となっております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの3番 内間利三議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。3番。

○ 3番 内間利三君 ただいまの課長の説明では任期2年ということで、自分の調べたものに間違いのないということであるのですが、ではそれなら任期の途中なのかということですね。21ページも同じなのですが、そういう任期があると思うのです。そのあたり、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 お答え申し上げます。

ただいまは2カ年の任期中でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出、25ページの環境衛生費、火葬場の修繕費そして葬斎場防水工事について、説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 25ページ、4款1項4目15節葬斎場防水工事についての質疑についてお答えいたします。

葬斎場の老朽といいますか、屋根の上にひびとか亀裂が入りまして、斎場の中に漏水しておりまして、中の壁板等の腐食等があります。その関係の中の整備と雨漏り防止のための工事であります。11節需用費葬斎場の修繕費でございますけれども、その内容につきましては斎場の中の壁、東側の壁が去った台風の吹き込みにより壁のベニヤ板が腐食しておりますので、その辺の改修のための修繕費でございます。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 なぜこの修繕費を聞いたかといいますと、今煙突の南側、煙突の排水するときのたれ流しになっているわけです。それで道路にU字溝が入っているんだけど、U字溝の中は土でいっぱい、水もまた真っ黒い水が流れてくるわけです。前にも聞いたら、やるからということだったのですが、現在もまだ直っていないものですから、どういうものかと思って聞いているわけです。前にも私は聞いたと思うのです。これを予算化してやるからということなんですけれども、これがないものだから。行ったらわかると思います。きのうですか、僕はユンボで堆積物、さっと草もやったんですけど、いつも向こうを通るものだから、みっともないからやっているんですけど、やはり排水はちゃんとU字溝の中に落としてやらないと、真っ黒くして汚いわけです。臭いもするし、こういう面まで修繕費に回してやる気はあるかないか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの裏側の排水にうまく雨水等が流れていない状況でありますので、早急に予算を工面しながら対応していきたいと考えております。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 わかりました。2回言いましたので、3回目は実行してもらわないと困りますよ。ということは、検討しますだけでは通らないと思いますので。予算化して次は今年いっぱいやるという確信をもらえば、僕は終わりますけれども。これの答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの件につきまして、確かに黒い煤煙のすすがついた水が表面に付着しているのを確認しておりますので、早急に近隣等の方々について不快な思いをさせないように、早急に予算化して整備していきます。近い議会がございましたら、その時に予算に計上していきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

ほかに質疑ありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 17ページ。歳出の2款1項1目一般管理費の15節の工事請負費の詳細な説明を求めます。

それと26ページ。4款2項1目14節の使用料の詳細な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 では26ページ、4款2項1目14節使用料についての御質疑でございますけれども、村のパッカー車、塵芥車ですが、結構老朽化しております、修理にたびたび入れております。その間、運動公園の2トンダンプ車を借り受けしましてやって、事業が重なる場合にちょっと支障を来しておりますので、保健福祉課としても予算を確保して、住民に迷惑をかけないようにやっていきたいということでの計上でございます。6,300円の15日間の借り受けの予算の計上になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは7番議員の質疑にお答えいたします。

17ページ。2款1項1目一般管理費、15節工事請負費でございますけれども、掲示板設置に係る経費でございます。これにつきましては国道505号改良工事等によって、移設を余儀なくされました掲示板の設置でございます。それと今帰仁村非核宣言碑設置につきましては、これについては1986年、昭和61年6月13日に今帰仁村議会において決議された非核平和宣言の記念碑の設置でございます。場所としましては、掲示板につきましては玄関前左側の花壇のところに設置すると。それから、非核宣言碑については右側の花壇のところに設置するという内容でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 17ページの掲示板、非核宣言塔の設置については、かなり前に前議員から出されていたと思いますが、かなり遅かった感じがするのですけれども、予算措置を今回にしかできなかったわけですか。それと26ページの、これもちょっと関連質疑になりますけれども、一括して借り上げるか、新車を購入するかということをやった議会か何かで答弁していると思うのですけれども、これも含めて故障車が出た場合、どういう対応をしていくのか。計画はどうなっているのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。

15節の工事請負費の今帰仁村非核宣言碑設置でございますけれども、この件に関しましては予算措置等がおくれた原因等について質疑があったものと思います。これについては設置場所との関連が特にあったと理解しております。実は国道505号の改良工事、それから県道名護運天港線の改良工事ですね。そういった交差点付近に設置するという予定でございましたが、いろいろな条件からして、この場所においては少し課題もあるということで、この場所についていろいろと検討したところ、玄関正面のほうにということで、今回設置を予定しているという状況でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 4款2項清掃総務費の関係についての質疑でございますけれども、その件につきまして、前の議会でも7番議員のほうから質疑があった件に関しての関連だと思えます。その件につきまして、現パッカー車等も10年ほどを過ぎていまして、耐用年数を過ぎております。次年度以降、新車購入等含めてどのように環境衛生業務のごみ収集業務をするかということで、内部で今検討しているところでございます。と言いますのは、プロポーザル方式で、どういったごみ収集運搬ができるか、可能かどうか、村民の中にプロポーザルの仕様書等を今準備しているところでございますので、その辺ができた、プロポーザルを今検討しているところで御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時02分)

ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 17ページの1目1節、先ほど報酬の件でありましたけれども、これは1回分の

報酬なのか年間のものなのか、また9節のほうで審議会が1万4,000円組まれていますけれども、これも1回分なのか、年間どれぐらい審査が行われているのか、そういった内容がわかればお答えをお願いします。それと8節の弁護士相談謝礼10万5,000円。これはどういった内容を相談したのか、それで何回相談をしたのか、その辺の詳しい内容を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時03分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。

一般管理費の1節の報酬の件でございますけれども、これは審議委員7人、7名になっておりますけれども、この予算計上については1回の審議会の報酬額でございます。

それから9節旅費のほうで、これについてはほぼ情報公開及び個人情報保護運営審議会の報酬と旅費となっておりますけれども、これは学識経験者、名桜大学教授の旅費ということになります。これについては4回という計上でございます。1節の報酬については、これについては当初予算でも計上されております。実際、審議会については最近1回ほど既に開催されております。これは8月でしたか、1回は開催されております。

それからもう1点、弁護士費用でございますけれども、弁護士費用につきましては1時間につき1万円という報酬額でございます。その10時間。通常、弁護士の相談を受けるときには、おおむね1時間程度を目安としております。その10回ほどを計上しているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 審議会のほうは報酬のほうは1回分ということで、情報公開なので、どういった内容の審議を行ったのか、答弁を求めます。

それとあと弁護士に1時間1万円の10回ほど相談したと言っていますが、どういった内容を相談したのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどの質疑にお答えします。

まず審議会における審議内容でございますけれども、これについては個人情報保護条例の中でも外部に提供することについての資料でございます。例えば外部団体から、公的機関等からよく公的な調査をするためにどうしても住民情報が必要だということで、この申請が来たときに、この審議会においてこの条文に基づいて審議会の同意があれば提供することができるということになっているわけでございますから、そういう旨の審議ということになっております。

それから弁護士に対しての相談でございますけれども、行政を執行する上では職員は常に法令を遵守していかなければなりません。そういう観点から、各法規を適用する際には確かに行政実例等も重要でございますけれども、どうしても特に契約等については基本的には民法上の契約自由の原則というものに基づいて契約が提携されるということ。基本原則は一緒でございますから、やはり私法という観点から、弁護士のいろいろな解釈等についてもどうしても必要な場合がございます。そういうことでございます。以上

です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 6月の定例議会から今回の定例議会まで、いろいろとキノコの問題が取りざたされている中、やはり情報公開という面でいろいろと審議をし合っていく中で、この情報公開、この審議会の中でこの件に関して話し合いを持たれた村当局から出せるのか出せないのかという審議をかけたのか。あと弁護士との相談にしても、大体大まかに、こういうものというものの大ざっぱな内容だけでも聞けないものなのか。すべてを隠すというのか、ある程度情報を出せるのは最大限出す努力というのは必要ではないかと思えますけれども、すべてを情報が民法だとか何かで隠すようなスタイルというのは、やはり最大限どこまでは出せるんだ、出す努力はしようという形に持っていくべきだと思いますけれども、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどの情報公開及び個人情報保護運営審議会、この件について報酬との関連から質疑が出ているわけですので、この審議会における審議というのは、先ほど議員が質疑されているものとはちょっと制度が違うものでございます。情報公開条例がございまして、もちろんこれは情報公開法に基づいて定められた市町村の条例でございまして、そういうことで、情報公開条例については原則公開でございまして、ところが、これまでの質疑に対しても説明してきたところでございまして、原則公開ではございまして、企業を特定していたときには企業の利益を著しく侵害する場合には原則公開でありますけれども非公開とすることができるということがありまして、一定のどうしても情報の公開については制限がかかってくる場合があるという趣旨でございまして、それで、この法人の情報の請求について異議等がある場合は、また別の制度で審査会というのがございまして、これについては個人あるいは法人等から資料の請求があったときに、これに対して、この請求に対する回答に対して、意義がある場合は審議会というところに提出しまして、それを判断していくということになると思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時12分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどのを少し整理させていただきますけれども、審議委員会においてはまったく制度が違うものですから、そこでは審議したことがありませんので、それはお答えしておきます。ただ、申し上げているように企業の、法人の資料の請求については基本的には今帰仁村の情報公開条例の中で法人の利益を著しく侵害する場合は非公開とすることができるということの中で、やはり侵害するような資料に当たるかどうかについては、やはり村長がそれを判断して提出するというものでございまして、内部においても可能な限りその辺の確認も、資料の確認等についてもやっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時13分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ちょっと説明が足りなかったところがございますけれども、やはりそういう原則があったとしても、やはり提出できるようによく検討して努めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 出す努力をするということでありましたけれども、やはり努力という結果、今までいろいろ努力をするということだったのですけれども、なかなかやはり核心の部分というか、やはりこれだけ、例えばキノコの問題に触れますけれども、疑いを持たれたものに対してはやはり最大限、資料を出さなければ、当局からの整合性をとった説明なり、それなりの必要性はあると思いますので、今回の弁護士とか、これに関しても最大限、見せれる範囲は検討して、どういった内容を公開として審議していくんだとか、弁護士に言っても、相談しても、ただ言っているだけではなくて、最大限、開示できるものはこうして村は対応に当たっていますという、少しでもいいですから、最初ですぐ拒むのではなくて、最大出す努力。ではちょっと検討して出せる範囲を検討してから情報を開示しますとか、そういう形で今後出せるものは出す。透明さを持った行政運営だけは約束していただきたいと思っておりますので、これは今後の村当局の姿勢を見ていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出、16ページです。1款議会費1目議会費の18節です。備品購入費のパソコンの説明を求めます。

次は17ページです。次のページの。一般管理費の委託料。消防救急デジタル無線の48万5,000円の減と、19節の同じく消防救急デジタルの同額になるのか、その説明を求めます。

次の18ページの財産管理費の説明の欄の今帰仁村庁舎の維持管理及び建設基金1,000万円ですが、内容の説明を求めます。

25ページ、衛生費。4目環境衛生費です。工事請負費に先ほど同じように出ましたが、この節の火葬場駐車場区画線、区画線の線引きの内容について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 11番議員の質疑にお答えします。

まず16ページです。1款1項議会費の18節備品購入費でございますけれども、これは議会事務局、具体的に申し上げますと補佐が使用しているパソコンの老朽化に伴う買いかえでございます。

それから17ページ。17ページの1目一般管理費13節の委託料でございますけれども、これは19節の負担金、補助及び交付金との組み替えでございます。理由としましては、これは消防救急デジタル無線基本設計ということでございますけれども、実は県消防広域化等研究協議会が、それが平成23年7月21日に法定協議会が設立されたということでございます。これに伴いまして、その法定協議会前の研究協議会の時点

で、これは予算を計上したものであります。その時点では基本設計の契約が今回の法定協議会の設立によって、法定協議会がこの契約をすることが可能になったということで、負担金から委託料に組み替え予算になったという内容でございます。

それから18ページの4目財産管理費です。これは今帰仁村庁舎の維持管理建設基金への基金の積み立てでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 25ページ、4款1項4目15節工事請負費の中の火葬場駐車場区画線についての質疑にお答えいたします。

その工事につきましては、葬斎場と斎場の駐車場があるわけですが、火葬場のほうに20台。近親者、身内の駐車場の確保を20台と、あと現行の区画線に変えていない駐車場のほうに58台。身障者のほう、身障者というか高齢者のための駐車場につきまして2台。計78台の駐車スペースを確保するというようになっております。すべてこの駐車場につきましては一方通行のほうで、道線をとりやすいというような形での整備にしていく計画であります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。16ページです。パソコンの内容なのですが、もっと細かく。1台なのか2台なのか、補佐と局長とで3台なのか、使っているのですが、どちらも老朽化していると思うのですが、値段からすると1台分かと思うのですが、台数と内容。見積書が出ていれば専門的になると思うのですが、中のOSまでもしあれば、第2回目の答弁でお願いしたいと思います。

それから救急車については今の組み替えで納得しております。

25ページの線引きの件です。区画線の内容なのですが、今は58台ということで細かく聞きましたが、まず今の駐車場は線がないために、大変混雑して各字で必ず駐車係が出ないといけないというふうになっています。先ほど線の矢印の一方通行というふうになっていますが、具体的に、例えば道路側から、いつもこの運動公園入り口のほうに矢印があつて、そこに必ずだれかが立っている。それからもう一つの自練側のほうにも立っているということで、ある意味では各字の負担も大きいですね。だから、その辺の道路に区画線にかわるもの、一方通行とかの表示ができるかどうかということと、それから中の駐車場の区画線の中に身障者マーク、それも入ってるかどうか。細かいところはまだ聞いていないので、そこまであれば、再度答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。

パソコンについては1台でございます。パソコンの内容でございますが、これについては、これは15.6型ワイドWXGA-VT23ERCという内容のものでございまして、これは2011年5月の最新の機器と私の確認した資料ではそういう状況であります。細かいところについては正直今、それ以上の資料を持ち合わせてございませんけれども、以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 まず駐車場内に身障者マークの表示をやられるかどうかという点につき

ましては、2台の身障者マークのスペースを確保するという事になっています。あと運動公園の入り口から自練の宿道ですか、というところにつきましては道路管理者の関係もございますので、一方通行の表示ができるかどうか、関係部署と調整して可能であれば引けるようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時27分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 総務課長、先ほどの件ですけれども、ちょっと脱線するかもしれませんが、今、お二人の使っているパソコンはとても古いですね。私が見てもわかるのですが、OSから言うと2000というのとXPというのと7(セブン)というのがあるのですが、いまだかつて2000を使っているのです。要するに昔のもの。特にかえてほしいというのは私もわかります。皆さんもあるのですが、要望としては多分、局長も補佐も言いたいだろうと思いますが言えないと思いますので、その点では新しいものに換えて結構なんです。もう一つはプリンターがなくて、それが困っているということは、議会が要望しているいろいろな書類についていうと、コピーを補佐等にお願いしているのですが、階下まで行って建設課のお世話になっていると。それをならないためにするには、本当はプリンターを置くのですが、それは予算がないということですので、今のパソコンの内金プラス、これは今回出ていませんが、プリンターの中にコピー機能がありますので、それを今の新しい機種であれば使えますから、その点では再度、次の補正あたりで要望してはいかかかということで、これは要望であります。

それから、先ほどの線引きの件です。道路に補線をする事自体について言えば、道路管理というよりは村道ですから、村長の命令でできると思います。その点では建設課長のほうが詳しいかと思っておりますので、できる範囲内の答弁を求めて可能かどうか、その点で答弁を求めていきたいと思っております。総務課長については先ほどの。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの要望でございましたけれども、お答え申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、これまで行財政改革を進めてきている中で、その一環として議会につきましては1階の建設課にあるコピー機を利用している状況にあります。今後、議会活動とか、あるいは議会事務局の事務の向上につなげるために、このプリンターについて予算要求があった場合は、やはり厳しい財政状況の中ではありますけれども、財政当局においては前向きに検討されることだろうと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

一方通行とか規制する標識とか、道路にマーキングをするときの指示表示とかは一応沖縄県の公安委員会の管轄になって、本部署を通じて調整する必要があると思っておりますので、その件はその規制表示については、そういった調整が必要になってきますので、そういった方向で取り扱うほうが妥当だと思っております。以上、答弁いたします。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

これで歳出1款議会費より4款衛生費の質疑を終わります。

引き続き6款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑を行います。質疑はありますか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 31ページ。1目13節、先ほど歳入のほうでも関連で聞いたのですけれども、再度、今大豆と月桃のほうであいあいさんとグリーンプラン新城さん、その事業内容、実績、現在の雇用状況を確認求めます。それと同じページの2目の8節、観光推進協議会設立準備委員会専門委員、これについて詳しく答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

歳入のほうでも御説明いたしましたけれども、まず大豆を中心とする野菜の加工生産についてなのですが、これはあいあいファームが実施しておりまして、今年度は追加で3名の雇用ということ。あと月桃を中心とする加工販売についても3名ということでございます。現在の雇用の実績については、手持ちの資料を持っていないものですから、後でお答えしたいと思います。

あと観光推進協議会設立準備委員会専門員の件ですけれども、それについては、本村で設立策定されました観光リゾート推進計画だったと思うのですけれども、その中で、これからの観光を進めていく受け皿といたしますか、そういう推進体制をつくっていくためには観光推進協議会を立ち上げていくと。たしか記憶では2008年だったと思うのですけれども、3年以内の設立準備ということで今日に至っております。その中で今回、設立準備に当たっては専門の方がリードしていくのが適当ではないかということで、コンベンションビューロー、そこを経験した人がいらっしゃいまして、その方についても商工会の観光部会の部長からの推薦、また商工会長、事務局からの推薦でその方が適当ではないかということで、今回お願いをしております。それで計上としては15万円の保障で6カ月ということになっております。この謝礼の根拠といたしましては、平成23年度予算編成方針に基づきますと、その他の大学教授が3万円とか、医師が2万円とかという基準があるのですけれども、その他の中で1万円という基準がありまして、これは農業アドバイザーも村内の方だと1万円だという基準がありますので、それが村外だということで、那覇から来ていただくということになります。それで1回当たり2,500円ということで、週3回の4週ですか。一月4週ということで算定しております。これについては単独の事業実施ですので、どうか補助事業なり、その手当をするのがないかということで今スポーツ文化部ですか、そこいろいろ交渉をしているような状況でございます。その助成がありますと、村単の縮減を図りながら進めていこうと考えております。詳細は以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時37分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 観光協議会の件なのですけれども、マスタープランというか、そういったのを書いて、自分が前に商工会でその話を聞いたときには、9月に商工会に設置するというので村長のほうが9月中にはやるのだということをおっしゃっていたのですけれども、これはこれからどうするかという

ことを決めるということなのですか、それとももう設置されたということなのですか。その辺の確認をしたいので答弁を求めます。

それと、この大豆とハーブに関してなのですけれども、先ほど歳入のところでは既存、今までもあった補助の継続ではないということで、新規の採用ということですからけれども、特に3月と6月に緊急雇用で。あれも継続ではなく新規の採用になっているのか。同じような形での雇用に対する補助だったのか、確認を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

雇用についてはですね、雇用者は新規になっております。緊急雇用にしても、今、村内の美化作業をしているのも全部新規の採用でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

観光推進協議会設立準備委員会専門員の件でございますけれども、その中で観光推進協議会設立を秋というのか、9月、10月ごろと申し上げました。この設立に向けて今、観光推進設立準備委員会を設置して、その中でいろいろ準備というのか協議をしております。その中で、この専門員ですが、この人は将来は推進協議会の職員になるという予定で、将来は今帰仁村に移住をするという予定でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時40分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがありますので答弁したいと思います。

これにつきましては今、組織づくりということで、先ほど申し上げましたように準備委員の皆さんが今、いろいろと設立に向けて協議をしているところでありますので、今は何月ということは申し上げにくいのですが、年内にできたらいいかと思っております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 村長、2008年からこの計画があって、設立準備をするということで大分動いていたのですが、まだいつ設置するのか、村長の施策の中に農業と観光を主体としたことをやるということをおっしゃっているのに、まったくスピード感がないような感じですし、商工会でお話しされていた内容がまったく違っているのかどうか。これが全然さっぱり読めないというか、あのときにはそれだけの決意を持って話をされていたと思うのですが、もう今は2011年、3年たっています。もう村長も2期目の最後の締めくくりという形で、形をつくっていく段階だと、つくってもおかしくない段階だと思うのですが、農業と観光を主とした今帰仁村は未来を描いたはずだけれども、まったくスピード感がないので、もう一回、あのときに話をしたことは根底として崩れているのか、スケジュールをもう一回確認したい。

それと、あいあいさんに関しても、みんな雇用に関してはすべて新規だということみたいなので、12月議会では管理者1名、作業員2名の新規の雇用の創出ということで、3名の雇用。2回目、3月にはまた

管理者1名、作業員2名の3名で、これまで計6名の雇用が賄われていると、新しくですね。今度は更に、先ほどの採用の件で管理者が3名採用新規するというので、計9名の雇用を今後賄っていくということで、今までは最低でもあいあいさんには6名の雇用があるということで確認。補助をもらってやっているの、いるということで問題ないか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 推進協議会はですね、これは組織ですので、役場がつくるというよりも、やはり別の組織でありますので、8名ぐらいの委員をお願いして、各団体をお願いして、今その中で準備を進めているところであります。そういう意味では、今は9月ですが早目に設立できるように今努力をしているところであります。私は大幅におくれているとは思っておりません。今、又吉さんを中心に設立に向けて早い時期にできると考えています。その中で事務所につきましては商工会とか、他とかというのは、場所はその組織の中で決めていくと思っております。そういう意味では、今は準備委員会の事務所といえますか、それは役場の経済課に置いております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時46分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

手持ちに実績がございますので、後ほど示しますけれども、6名以上の雇用がございます。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。簡潔にお願いします。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 6名以上の雇用が補助をつかって、特別補助で賄っている部分もありますので、これは後でグリーンプラン新城さんとともに事業内容、実績、雇用状況を踏まえて後で資料の提出をお願いします。それと今の観光協議会なのですけれども、結局どこに主を置くのかということも定まっていないのですか。村主導でやるのか商工会主導でやるのかということも今は決まっていないという話でしたが、前は商工会主導という形だったけれども、村長の大きなプランなので、本当だったら村長の真下に置くぐらいの気持ちで、村長が先頭に立って本当はやるべきことではないのかと自分は思っているのですけれども、村長は商工会に置くと言ったので、それはそれでいいのですけれども、今の話を聞くとどこに。今から委員を8名ぐらい募って、これから考えるみたいな、自分からしたら大分時間が過ぎてしまっているような気がして、スピード感がないと思っているのですけれども、それでもやはりどこに設置するかも決まっていない。またいつということも断言しきれない、それでもおくれてはいないと思っているのか、もう一回再度、確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

事務所につきましては今は経済課のほうに事務所を置いております。これにつきましては、しばらくはここに事務所を置くという考えであります。そして、時期につきましては、組織づくりとかそういうものにつきましては、まだ二、三回会合を持って今、準備を進めているということでもあります。早目にこの設立ができるように村長としても、この委員の皆さんにもう少し時期を明確にして、その設立に向けて頑張ってもらいたいということを申し上げていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 27ページの3目農業振興費の中の19節、さとうきび安定生産確立対策事業。これはハーベスターの導入かと思うのですが、そのほうの総事業費です。これは多分、補助額だけだと思うのですが、総事業費と導入地域、それから下のキク再生産緊急支援事業補助金、これは先ほど歳入のほうに県からの2分の1があつて、トータルで1,737万7,800円になっているのですが、その農家に対する交付のやり方の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

27ページの6款1項3目19節のさとうきび安定生産確立対策事業についてですが、これは御指摘のとおりハーベスターの導入でございます。地区としましては東部地区を予定しております。今回計上しております461万円は、県の持ち分でありまして、総事業費の20%ということになっております。あと国が80%を持つということになっています。国の金がここに入らないのはJ Aが事業主体となって直接国からJ Aに入るというシステムになっております。この県の持ち分の20%が村を通過してJ Aに行くというので、この20%分が計上されております。総事業費といたしましては2,305万3,000円、これの20%が461万円ということになっております。これが県の負担分です。県の補助事業分20%ということです。あと、国の分は直接J Aに行くということです。

あと、もう1点のキク再生産緊急支援事業の補助金の交付の方法ですが、植え付けが終わりまして、その実績をもとにJ A、花卉組合から申請していただく。一括して申請していただく。その中で、両方に加盟していない方が二、三いると確認をしております。それは個人からの申請ということになっております。申請後、県も村もそうですけれども、この今予算計上している範囲内での支援ということになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ハーベスターの導入については国からの80%の補助金の流れということですけど、これは事業主体はJ Aになるのですか。それと東部地区に導入ということですが、東部地区も非常に広いのですが、できたらその導入字といいますか、導入する方がわかりましたら答弁を求めます。

それと、先ほど下のキク再生産緊急支援事業の面積でやるということでしたけれども、これは、その面積当たり、大菊、小菊関係なく幾らとなるのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず1点目、ハーベスターの導入地区は村の東部地区ということになります。機械の保管設置場所は湧

川という予定でございます。あと、菊の生産の補助は今のところ再生産に向けての農薬と肥料に対する補助でございます。それで今、単位当たり、面積当たりの、今ここで試算しているのは7万9,000坪で、2,633アールということであります。単位当たり6,600円で今見積もって、費用を算出しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時55分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいま答弁漏れがございました。ハーベスター導入についての事業主体はJAでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時57分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほどの答弁で誤りがありましたので、訂正します。

先ほどのさとうきび生産の対策事業の導入、ハーベスター導入については、県が10分の2、国が10分の6、いわゆる補助事業としては10分の8、80%です。あとの20%はJAの持ち分ということでございます。以上、訂正します。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出、35ページからです。土木費の住宅管理費15節工事請負です。村営住宅改修工事の説明を求めます。

36ページ、教育費。事務局費の賃金の説明を求めます。それから委託料。以上、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

35ページ、8款5項1目15節工事請負費です。村営住宅補修工事の内容ですが、まず50万円の計上をしておりますのは、入退去時の修繕費になります。それから団地防水工事なのですが、その件につきましては湧川団地の2号棟の防水工事と与那嶺団地101号室屋上防水工事となっております。それから団地敷地フェンスの転落防止工事については勢理客第2団地のフェンスの工事になります。現在、フェンスのほうに腐食して、一時的に支柱とフェンスのほうを番線で補修して現在使っている状況で、その箇所のフェンスの設置になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

36ページ、7節賃金でございますが、これは日当の改正に伴う分のものでございます。それから13節委託料、3項目ございますが、薬品処理につきましては、旧湧川小学校、まだ取り残しがございまして、約27品目ございまして、これの処理の委託料となっております。それから、村立学校事務手引書電子化委託業務とは、従来はペーパーになっていたのですが、学校もパソコンの普及に伴って電子データが欲しいということになりまして、今回、すべて電子データに置き換えする委託業務となっております。それか

らホームページ作成管理については各学校にホームページ学校案内があるのですけれども、これのアップがなされてなくて、本年度から委託業務にいたしまして、毎年アップをしていく予定でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時00分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村営住宅については了解しております。今の教育委員会の事務局費の委託料について、湧川小は既に法人に貸しているのでも何もないと思ったのですが、まだ残っているということですね。この薬品というのは何か危険な薬品も含めてだったのですか。それ以外にもまだあるかどうか。もう既にほとんどの備品もあちこちに分散したのではないかと思ったのですが、薬品は残っていたということですか。ということで、ちょっとこれについてはもう少し説明を。まだほかにもあるのではないかと思いますけど、それと下のホームページ作成管理11万3,400円については、これは外注をして委託しているということですか、それとも職員に委託。職員に委託はないと思いますが、外注であればどういう人たちにさせているのか。11万3,400円は各学校のホームページのアップということですが、その内容。どういう委託先かというところで再度。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時04分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

湧川小学校については閉校後、私たちも貸す前にすべて処理したと認識していたのですけれども、新しくあいあいファームさんが工事に着手したときに教室の中から出てきまして、今回の処理となっております。まだあるのではないかということだったのですが、私たちが確認をしたところ、もうこれだけだったということです。見積もりも27品目。劇薬取締法に引っかかるかどうか、どれぐらいのなのかは説明できないのですけれども、かなりの理科の実験で使われたものではないかというのが含まれております。塩酸から硫酸カリウム、いろいろなものが27品目あります。

それから、ホームページについては今までは職員がフレームというのですか、をつくっていたのですけれども、できる職員がいなくなりまして、委託先を名護のコンピューターネットワークさんを通じてやっていく計画でございます。特に学校長がかわったり、校長あいさつとか、いろいろなのが毎年出るときに非常に支障を来しておりましたので、今年度は委託費を計上してアップをしていく考えであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の課長の答弁の中で、非常に劇薬もあったということで、これはとても慎重に扱って、今あそこは空いていても、やはり子どもたちが出入りする可能性もありますので、念には念を入れて再度調べていったほうがいいのではないかと思います。

それとパソコンのホームページ作成管理ですが、今は名護の民間の企業に委託していると聞いたのです

が、もう各課でパソコンに精通している職員も結構いると思います。事務局にも精通者がいまして、少し訓練すれば自前でできるのではないかと思います。ホームページのアップぐらいだったら。だから、そのところは検討課題ではないかと思えます。毎回、ホームページ作成というのが出ておりますので、これは検討を要すると思うのですが、このホームページのアップというのは一月単位で毎回少しずつやればできることですので、今回これだけ出ているということは、また今後も出る可能性があります。先ほど総務課長からも行財政改革というのがありましたので、かなり若い職員にはこういったのがすぐにできる人が多いと思います。ですから、再度そういったところを見直して、自前でできることは自前でできないかどうか、答弁を求めたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに職員の中にもそういったパソコンのインターネット、それからホームページとかに精通した方もいます。そして教育委員会の中でも今検討中でございます。既に今帰仁村のホームページを開いて教育委員会のものがカラーになっているのも確認されていると思うのですが、それも含めまして委員会のホームページ開設、そしてアップについては課内でできるように今、課内検討中でございます。

それから、劇薬については子どもたちの出入りもあるということですので、再度、慎重を期して現地を確認して適切に処理していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出、38ページ。天底小学校のジャングルジム修繕費、これは新品に換えるのですか、それとも修理ですか。それとガジュマルの伐採・支柱設置と書かれていますけれども、これはどんなあれで支柱は立てるのですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

38ページの需用費、天底小のジャングルジムの修理については、これは新品の購入ではなくて腐食している部分を修理し、またペンキを塗って使っていくという考えの修理費の計上であります。

それからガジュマルについては、支柱設置について、電柱というのでしょうか、電柱で必要な場所は仕法していくと。そして枝については県の林務課の樹医さんの指導のもと、伐採して樹形を保っていくということでの伐採処理と支柱設置の計上となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 支柱はコンクリートか鉄骨か、それとも電柱なのか、木柱なのか、お伺いしたいと思えます。ということは、先ほど桜の件もあったでしょう。大きくなるのは危険なときもあると。それでお伺いします。そしてジャングルジムは修繕するよりも、ほとんどがさびしてだめだと思えます。それは予算があれば新品に換えたほうがいいのか、子どものためにも。そう思えますけれども、どうですか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

ガジュマルの支柱についてはコンクリートなのか鉄なのか木なのかということでございますが、見積書で見ますと杉丸太5メートルものが計上されております。それから、ジャングルジムにつきましては、確かに新品のほうが安全でいいのかと考えておりますが、予算の件もございまして、ある鉄工所の方に見てもらいましたら、溶接して十分可能という判断が出ましたので、当面は溶接して安全を期して利用させていく考えで修理費を計上しております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 杉丸太の5メートルものと言いますが、杉の場合ですね、シロアリが入りやすいのです、非常に。この駆除もあると思うのです。杉丸太ですね。それはまた非常に子どもにも悪くてかゆみがあるわけです。この棚は別ですけども、こういった塗りのやつだったら。こういうのもいろいろ考えていますか。答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに、こういう高温多湿なところですので、シロアリも十分発生する可能性はあるかと思います。ただ、杉丸太で、今見積もりでありますので、それが防虫処理なされているとか、また電柱ですか、コールトール処理しているような、それなのかはちょっと今、この見積もりでは出ないのですが、もし防虫処理しても子どもたちの健康に害しないような安全なものであれば、そういった防虫処理。それが無理なら電柱とか、そういったシロアリに強くて耐久性のあるようなものを再度、設置については検討したいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで6款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後3時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後3時12分)

日程第7.「議案第38号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「議案第39号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第9.「議案第40号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後3時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後3時28分)

日程第10.「認定第1号 平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

まず、決算認定について質疑に入る前に、監査委員の決算審査意見書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで決算審査意見書について質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後3時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後3時30分)

これから認定第1号 平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出1款から6款までの質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出7款から14款までの質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

日程第11.「認定第2号 平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第12.「認定第3号 平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第13.「認定第4号 平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題と

します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第14.「認定第5号 今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午後3時32分)